

近畿道、阪和道、西名阪道、第二京阪道路のETC料金表示等について

西日本高速道路株式会社

NEXCO西日本では、利用度合いに応じた公平な料金体系を実現するため、平成29年6月3日から、近畿圏の高速道路（近畿道、阪和道、西名阪道、第二京阪道路）のETC車について、従前の均一料金から、走行した距離に応じた対距離料金に移行しました。

平成29年6月3日以降、弊社料金システムの制約により、料金所通過時にご案内する料金は最大額で表示され、請求時にご利用に応じた対距離料金を反映した額での請求とさせていただきます。

このため、料金所通過時の料金表示・利用証明書等と請求額が異なることとなり、大変ご不便・ご迷惑をおかけしていることを深くお詫びいたします。

現在、出口料金所の通過時に対距離料金をご案内できるよう鋭意システム改修を進めており、平成30年6月までに完了する予定です。

何とぞお客さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【最大額での料金表示となるもの】

- ・料金所通過時の料金表示
- ・料金所で発行される「利用証明書」
- ・ETC利用照会サービス (<http://www.etc-meisai.jp/>) で発行される「利用証明書」
（画面表示が「確認中」時点もの）
- ・ETC利用履歴発行プリンターの印字

【ご利用区間に応じた料金のご確認方法】

- ・NEXCO西日本料金検索ページ (<http://search.w-nexco.co.jp/>)
- ・NEXCO西日本のSA・PA等でお配りしている「近畿圏の新料金ガイドブック」の料金表(こちらからもご参照いただけます。<http://www.w-nexco.co.jp/seamless/#guidebook>)
- ・NEXCO西日本四路線料金お問い合わせ専用ダイヤル
0120-337303（年中無休・24時間）

ETCをご利用のお客さまへ

料金所通過時にご案内する料金について

料金所通過時にご案内する料金は最大額での表示となりますが、請求時はご利用に応じた対距離料金を反映した額での請求となります。

平成29年6月3日(土)以降

対象道路

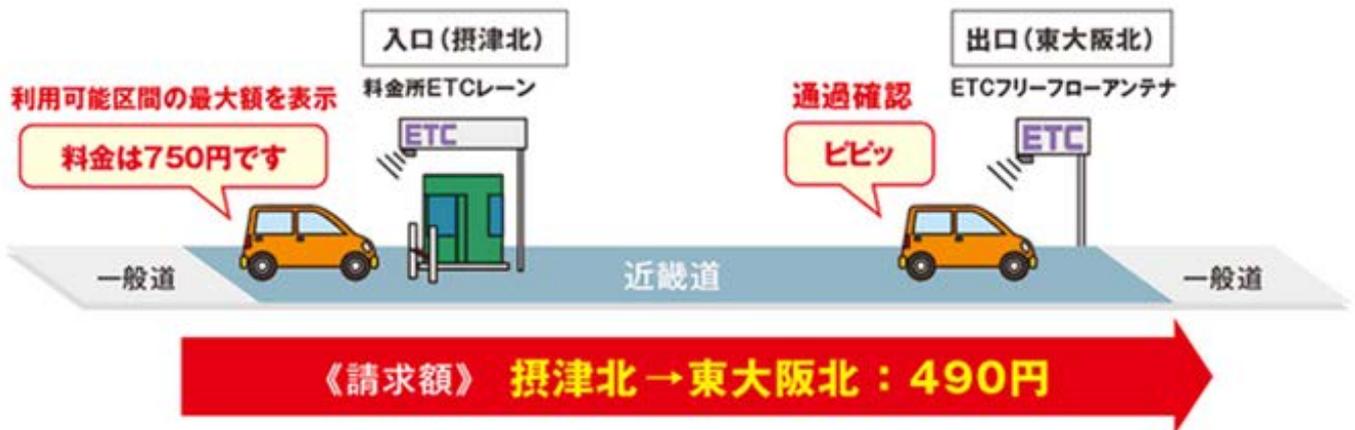
近畿道・阪和道・西名阪道・第二京阪道路

(吹田IC～松原JCT～岸和田和泉IC)



【走行例：摂津北→東大阪北を普通車でご利用の場合】

○料金所通過時の料金表示



入口料金所通過時は利用可能区間の最大額を表示します。

請求時は、出口に設置したETCフリーフローアンテナの無線通信により通過情報を確認し、ご利用区間に応じた対距離料金を反映した額での請求となります。

○ETC利用履歴発行プリンターの印字イメージ

No. ●●●●●	
利用明細書	
●年●月●日	●●●:●●●
入口料金所	摂津北
出口料金所	摂津北 ←料金表示を行った料金所名が印字されます
車種	普通車 ↓料金所表示額(ご利用区間の最大額)が印字されます
通行料金	¥750円
合計	¥750円 → 《請求額》 摂津北→東大阪北：490円

利用履歴発行プリンターでは料金所表示額(利用可能区間の最大額)が印字されます。

請求時は、出口に設置したETCフリーフローアンテナの無線通信により通過情報を確認し、ご利用区間に応じた対距離料金を反映した額での請求となります。

※印字フォーマットはプリンターの機種により異なります。